

議案第 22 号

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市災害対策本部の組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

所沢市災害対策本部条例（昭和38年告示第149号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（災害対策支部）

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に災害対策支部を置くことができる。

2 災害対策支部は、所管区域における防災の推進を図るため、所沢市まちづくりセンターに設置する。

3 災害対策支部に災害対策支部長及び災害対策支部員を置き、災害対策本部長が指名する。

4 災害対策支部長は、災害対策支部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。